

● 申込書類（提出書類）

① 申込書

- ・様式は、県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/campaign.html>

② 販売商品のイメージ写真の電子データ（1～2商品）

- ・キャンペーンを紹介する専用HPに掲載するために使用します。

③ 割引対象品目の⑧の場合の添付資料

- ・令和2年2月以降のいずれかの月で、前年同月と比較し、新型コロナウイルス感染拡大による影響（※）が出ていることが分かる資料の写しを添付してください。
- ・P2の割引対象品目①から⑦の場合は不要です。

（※）P2 aからdのいずれかの影響

● 申込方法

- ・申込書類を、下記事務局までメールまたはFAX、郵送にてご送付ください。

● 申込期日

令和2年9月15日(火)まで（当日消印有効）

● お問い合わせ・申込先

埼玉県産農産物割引キャンペーン事務局

株式会社 埼玉新聞社 クロスメディア局（埼玉県委託先）
〒331-8686 さいたま市北区吉野町2-282-3
TEL.048-795-9932 FAX.048-662-6610（平日9:00～17:30）
E-mail : buy.nousanbutsu-yell@saitama-np.co.jp



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

当キャンペーンの概要やQ&Aは、県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/campaign.html>

※申請書類に係る個人情報については、本キャンペーンに係る業務以外には使用いたしません。

埼玉県産農産物 割引キャンペーン 参加者募集



《生産者・事業者様向けのご案内》

埼玉県では、新型コロナウイルスの感染拡大により売上に影響が出ている埼玉県産農産物の販売を促進するため、**消費者が生産者や事業者様のネットショップ^(※)において30%割引で購入できるキャンペーンを実施**します。

割引額分は、県が生産者・事業者様に助成します。

キャンペーンに参加を希望される方は、次ページ以降をご確認の上、事務局にお申込みください。

（※）インターネット上で注文ができる販売方法

**本キャンペーンは、これからネットショップに取り組む方も
お申込みいただけます。**

■ キャンペーンの内容

- 各生産者・事業者様のネットショップにおいて、対象品目（※）の商品本体価格を30%割引で購入できるキャンペーンを実施します。
（※ 対象品目は次ページをご覧ください。）
- 本キャンペーンに参加しているネットショップは、専用HP及び県HP「お取り寄せ埼玉県産農産物応援サイト」で紹介します。
- 本キャンペーンは、各種媒体を使用し県内外の消費者に広くPRします。
例）新聞紙面、FM NACK5、WEB、SNS、県広報誌彩の国だより など

■ キャンペーン実施期間

令和2年10月1日から令和3年2月20日

- 割引商品の販売開始及び終了時期は、この期間内で生産者・事業者様毎に自由に設定できます。
- 準備ができたネットショップから順次、専用HPに掲載します。

募集要項

● 割引対象品目

- ①花き ②茶 ③牛肉 ④彩の国黒豚 ⑤タマシャモ
- ⑥6次産業化商品 ⑦観光農園で生産された「いちご」
- ⑧令和2年2月以降に出荷販売実績のある県産農産物であり、
新型コロナウイルスの感染拡大により、前年同月比に一定以上の影響^(※)
があると認められる品目

(※) 一定以上の影響とは、次のいずれかのことです。

- a 売上が、前年同月比で2割以上減少している。
- b 販売価格が、前年同月比で2割以上低下している。
- c 販売数量が、前年同月比で2割以上減少している。
- d 観光農園の来園者数が、前年同月比で2割以上減少している。

● キャンペーン参加条件

① 共通事項

- ・ ネットショップ上で商品の注文ができること。
(電話注文、FAX注文、メールによる注文しか出来ない場合は、対象外です)
- ・ 商品購入者からのクレームに対応できること。
- ・ ネットショップ上で、販売商品が30%割引であることが分かる表示をすること。
- ・ 特定取引商取引法第11条にかかる事項が、ネットショップ上に表示されていること。

② モール型のECサイト^(※)に参加している場合

- ・ 販売商品が、埼玉県産であることが分かる表示となっていること。
- (※) 楽天やYahooなど、様々な店舗が出品しているサイト

③ これからネットショップに取り組む場合

- ・ キャンペーン実施期間中にネットショップが開設され、商品の販売が行われること。

● 割引額の助成

- ・ 販売実績に応じて、商品本体価格の30%割引額を、生産者・事業者へ助成します(上限あり)。
- ・ 助成基準額は、次のとおりです。

① 1生産者の助成基準額 20万円

予算の範囲内で、追加配分を行う場合があります。
(基準額と合わせた総額30万円が上限です)

② 複数生産者(3者以上)の商品を取り扱う事業者の助成基準額 60万円

予算の範囲内で、取扱い生産者数に応じて助成基準額を変更する場合があります。

- ・ キャンペーン申込時の販売計画に基づく助成申請額が、助成基準額に満たない場合は、申請額を基準額とします。
- ・ 割引額の実績が助成基準額を下回る場合は、実績額分のみ支払います。

● 割引助成金の支払い

- ・ 助成金は、販売実績に応じて、月毎または販売終了後に一括して支払います。
- ・ 助成金の支払い方法の詳細については、キャンペーンへの参加が確定した後、直接資料を送付します。

● キャンペーンの主な流れ

